

第 1 回 鳥取市緑の基本計画検討委員会

議事 1. 緑の基本計画の概要

1-1	緑の基本計画とは	1
1-2	計画の位置づけ	2
1-3	計画の対象期間	2
1-4	対象となる緑	3
1-5	緑の機能と役割	4
1-6	計画のテーマ・基本方針・施策の体系	5
1-7	緑の保全と整備の方針	6

議事 2. 改定の枠組み

2-1	改定の手順および各委員会での検討事項	7
2-2	見直しの視点の整理	8
2-3	改定スケジュール（参考）	9

議事 1. 緑の基本計画の概要

1-1. 緑の基本計画とは

- 都市緑地法に基づく、市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画
- 緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める
- 本市では、平成21年4月に「鳥取市緑の基本計画」を策定

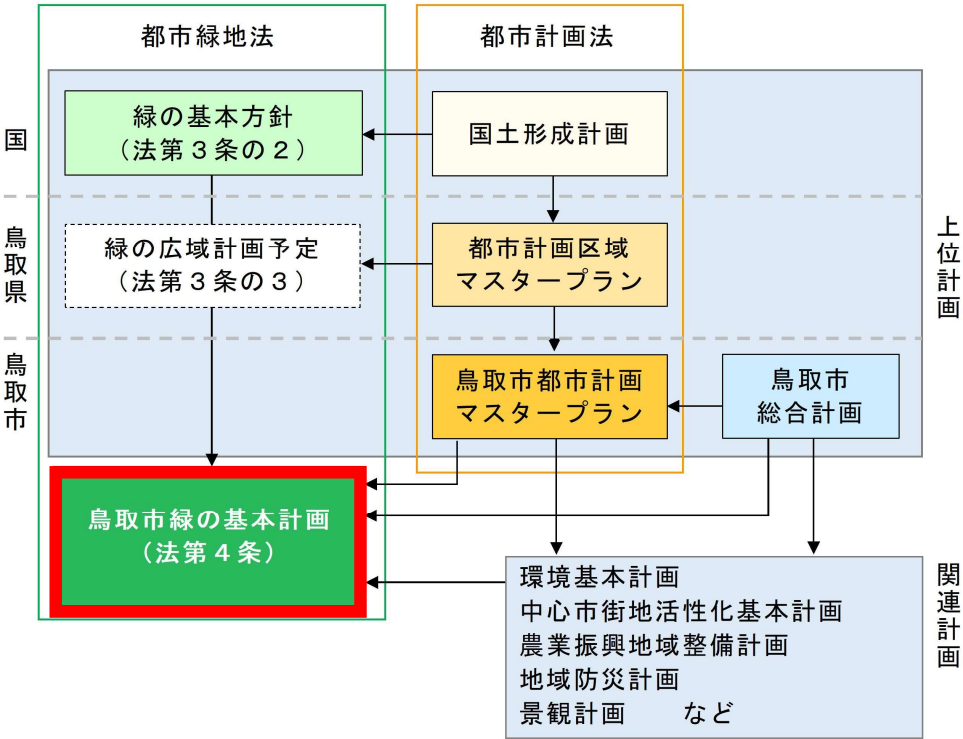
市町村における基本計画の策定に関する基本的な事項		国土交通省
全体的な内容	1 緑地の保全及び緑化の目標	○ 中心市街地のみならず郊外部も含めた都市全体を対象として目標を設定 ○ 基本方針の緑被率、気候変動対策、生物多様性の確保、Well-being の向上等の目標を踏まえ、市町村の実情に応じた適切な目標等設定
	2 緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項	○ 市町村における都市緑地政策の理念やネットワーク形成の観点、都市の構造、土地利用の動向等を考慮して緑地の配置の方針を定める ○ 地域課題に対して緑地が果たす役割を示しつつ、各種事業と連携できるようにグリーンインフラとして効果的に活用する方針等を設定
	3 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項	○ 目標を実現するため、都市公園の整備・管理、特別緑地保全地区の指定・拡大、生産緑地地区の決定等の方針、民間企業や NPO 法人、住民等の多様な主体との連携等に関する施策の展開方策について定める
個別施策	4 市町村の設置に係る都市公園の整備及び管理に関する事項	○ 市町村の設置に係る都市公園の整備及び管理の方針、配置計画、具体的な整備及び管理の内容、官民連携の方針等を定める
	5 緑地保全地域内の保全に関する事項	○ 緑地保全地域における行為の規制又は措置の基準、緑地を保全・活用するために必要となる施設等を定める
	6 特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項	○ 緑地を保全・活用するために必要となる施設の整備や機能維持増進事業の実施の方針、買い入れた土地の管理の方針等を定める
	7 生産緑地地区内の緑地の保全に関する事項	○ 生産緑地地区の指定や買い取りの方針、他の緑地保全施策と連携した農業景観の保全方針等を定める
	8 保全配慮地区及び当該地区における緑地の保全に関する事項	○ 保全配慮地区の概ねの位置、当該地区において講じる緑地保全施策を定める
	9 緑化地域における緑化の推進に関する事項	○ 地域全体の緑化を効果的・総合的に推進するために講じる施策等を定める
	10 緑化重点地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項	○ 緑化重点地区の概ねの位置、当該地区において講じる緑化施策、当該地区における官民連携の方針を定める
	11 その他の基本計画の策定に関する基本的な事項	○ 基本計画の策定に当たって幅広い意見を踏まえた議論をするとともに、策定した基本計画や施策の進捗状況について分かりやすい形で積極的に公表し、周知を図る

参考資料：国土交通省 都市局
「基本方針で定める広域計画・基本計画に関する事項について」

議事 1. 緑の基本計画の概要

1-2. 計画の位置づけ

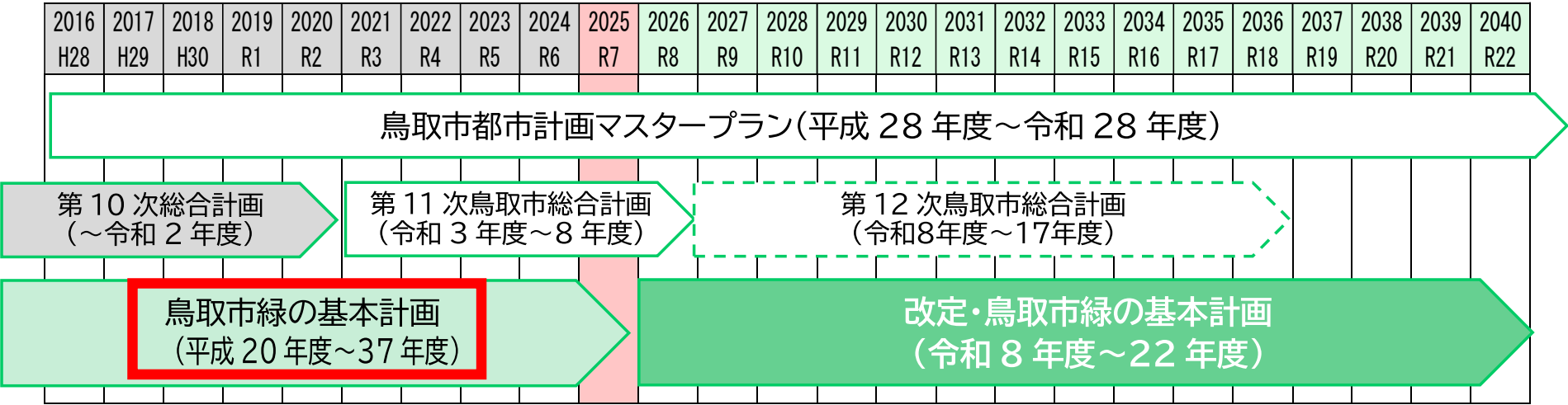
都市緑地法に基づく国の基本方針や、鳥取市総合計画・鳥取市都市計画マスタープランなどの上位計画に即し、その他関連する計画などとの整合を図りながら定めるもの



1-3. 計画の対象期間

■現計画：H20年～H37（R7）年度
鳥取市都市計画マスタープランに合わせた期間
※H28年度の改定あり

■改定案：R7年～R22年度
中長期的な期間として15年間を想定

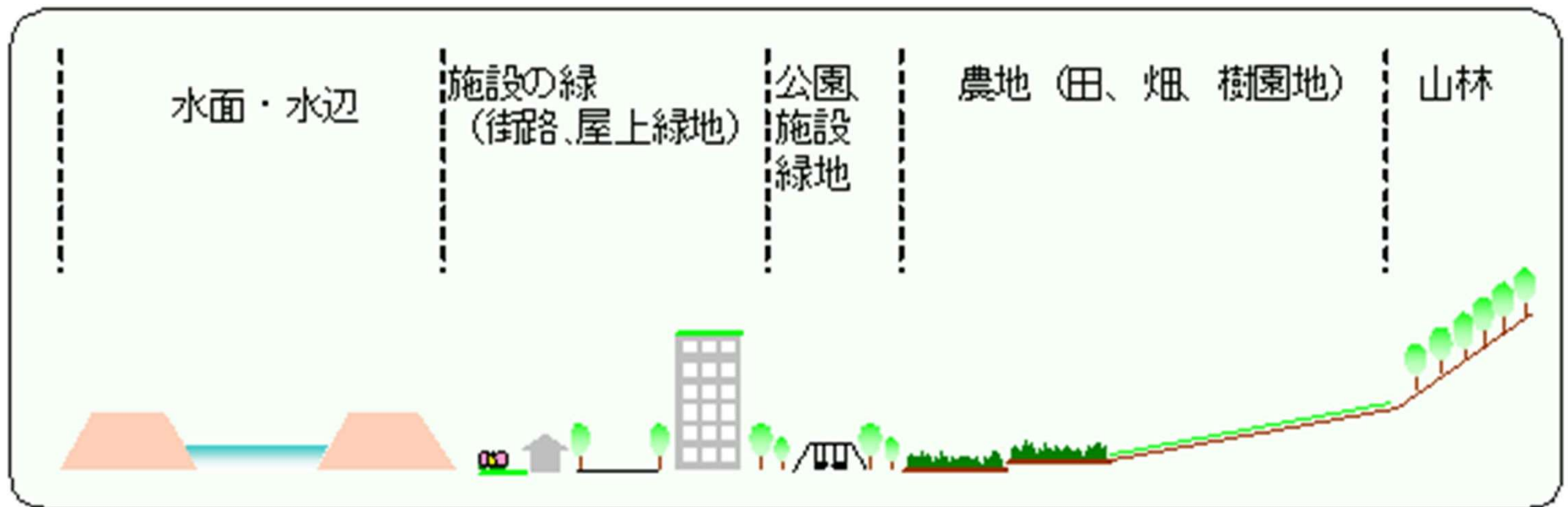


議事 1. 緑の基本計画の概要

1-4. 対象となる緑

- ・ 「緑」とは、樹木・草花などの植物やそれらを含む周辺の土地や空間が対象
- ・ 山林や農地、公園等の「緑地」をはじめ、まちの緑を構成する「緑化」された個人の空間も対象
- ・ 公園緑地等の公共公益施設としての緑だけでなく、**民有地も含む全ての緑が対象**

■対象となる緑のイメージ



議事 1. 緑の基本計画の概要

1-5. 緑の機能と役割

- 都市における緑の役割や機能は、4つに分類することができる

■緑の役割と機能



議事 1. 緑の基本計画の概要

1-6. 計画のテーマ・基本方針・施策の体系

◆ 計画のテーマ

「みんなで広げ 未来へ伝える 豊かな緑」

◆ 基本方針

- ① みんなで守る豊かな緑
- ② みんなで創る緑の拠点
- ③ みんなでつなぐ水と緑
- ④ みんなで広げる緑の輪

◆ 施策の体系

計画のテーマを実現するため、4つの基本方針に基づく推進施策を定めた

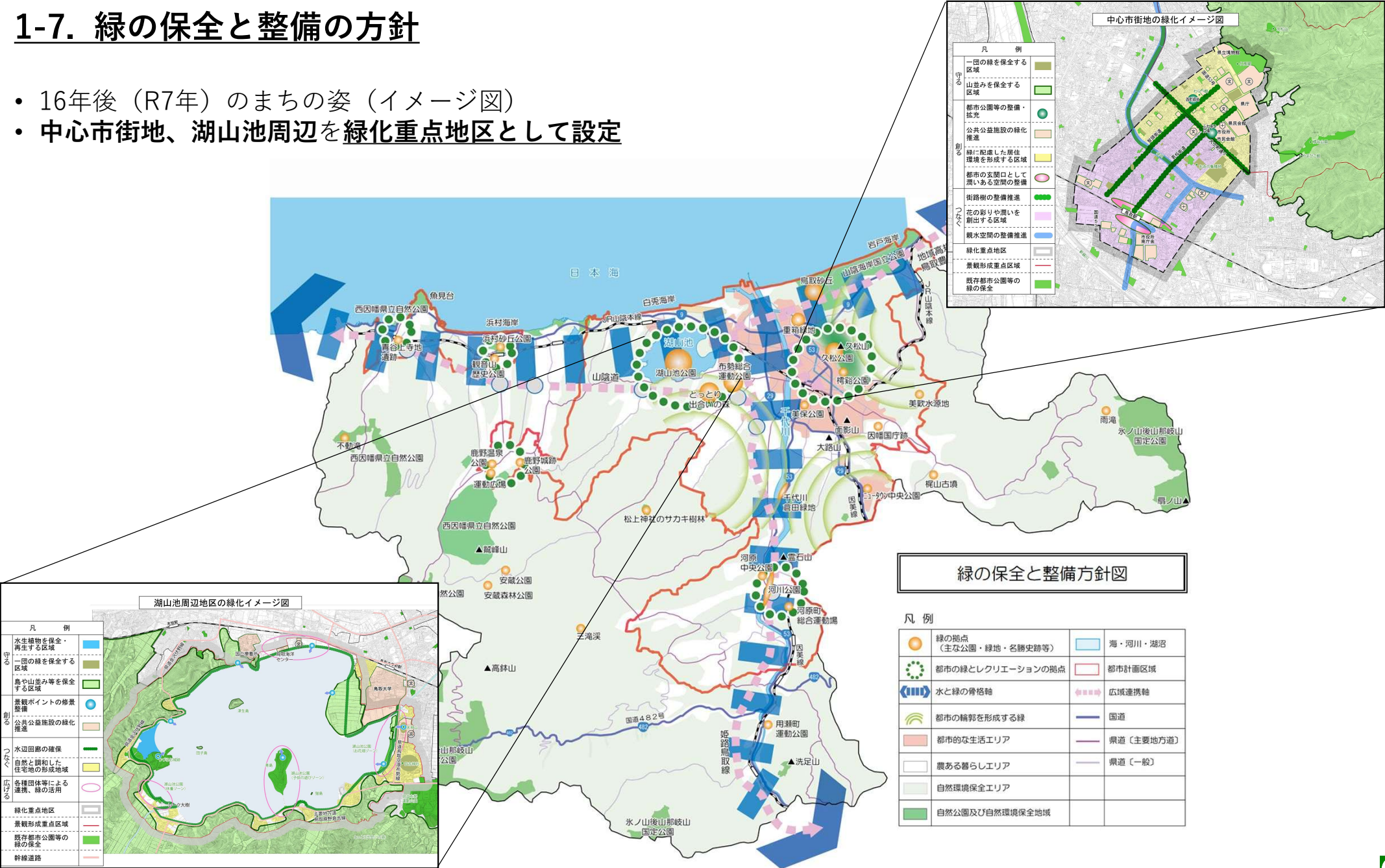
■ 施策の体系

基本方針	基本項目	施策の概要	新規の取組	役割			担当部署
				住民	事業者	行政	
みんなで守る豊かな緑	まちの骨格となる緑を守り・伝える	地域の象徴となる山の保全		◎	◎	◎	農林水産部 都市整備部
		市街地に残る一団の緑の保全	○	◎	◎	◎	都市整備部
		主要な河川・湖沼の自然環境の保全と再生		○	○	◎	環境下水道部 都市整備部
		海辺の自然環境の保全と再生		◎	◎	◎	農林水産部
		森林の維持・保全		◎	◎	◎	農林水産部
		名木・古木等の指定と保護		◎	◎	○	環境下水道部
		景観法に基づく景観重要樹木の指定と保護	○	◎	◎	○	都市整備部
みんなで創る緑の拠点	公園・緑地の整備と管理	地域の核となる広域公園・緑地の整備				◎	都市整備部
		身近な街区公園・緑地の整備				◎	都市整備部
		都市緑地・広場等の整備				◎	都市整備部
	公共公益施設の緑化	公園・広場等の適切な管理		◎	◎	◎	都市整備部
		保育園等の緑化の推進		◎		◎	福祉保健部
		学校の緑化の推進		◎		◎	教育委員会
		公共公益施設の緑化の推進	○	○		◎	総務部 都市整備部
みんなでつなぐ水と緑	道路・河川の緑化	民有地・商業地の緑化	○	◎	◎	○	都市整備部
		商業地における緑化の推進		◎	◎	○	経済観光部 都市整備部
		街路樹による並木道の形成	○	◎	◎	◎	都市整備部
		交通広場やポケットパークの設置	○			◎	都市整備部
		堤防林の保全・再生	○	○	○	◎	
みんなで広げる緑の輪	緑に関わり・育てる意識づくり	河川植生の保全		○	○	◎	
		自然を教材とした環境学習の推進		○	○	◎	環境下水道部 教育委員会
		緑化を推進する市民活動団体などへの支援		◎	◎	○	
	緑のまちをつくる仕組みづくり	緑を育む人材の育成	○	◎	◎	○	都市整備部
		市民参加の仕組みの充実		◎	◎	◎	
		緑のリサイクルの推進	○	◎	◎	◎	都市整備部
		良好な生活環境の維持向上	○	◎	◎	◎	都市整備部
		緑化重点地区の指定	○	○	○	◎	都市整備部
	自然とのふれあい	地域の木（花）を育てる施策	○	◎	○	○	都市整備部
		農業・林業体験ができる場所の提供		◎	◎	◎	農林水産部
		里山の環境保全と活用		◎	◎	◎	農林水産部
		市街地の農地の利活用		◎	◎	◎	農林水産部

議事 1. 緑の基本計画の概要

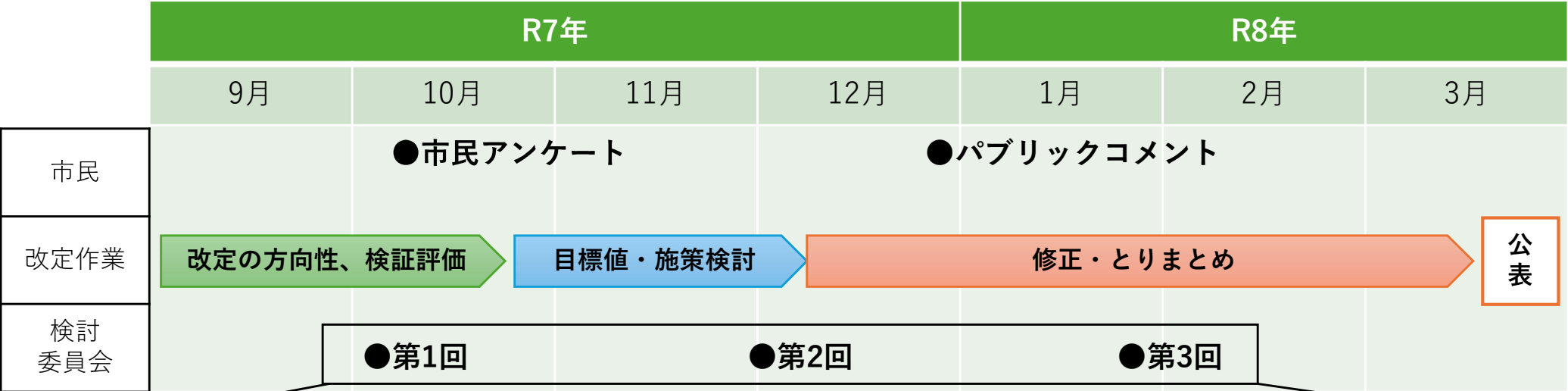
1-7. 緑の保全と整備の方針

- 16年後（R7年）のまちの姿（イメージ図）
- 中心市街地、湖山池周辺を緑化重点地区として設定

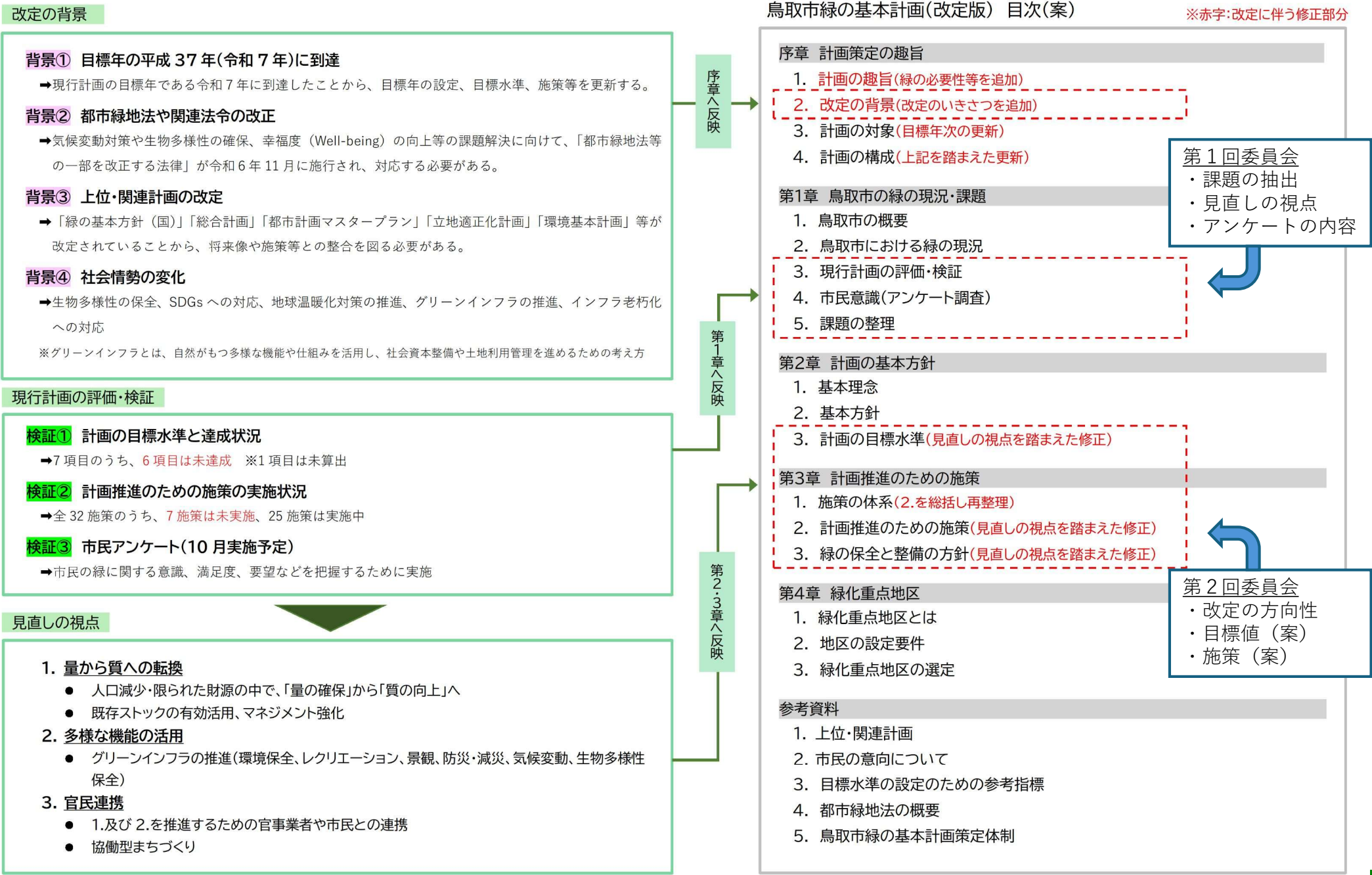


議事 2. 改定の枠組み

2-1. 改定の手順および各委員会での検討事項



開催	第 1 回	第 2 回	第 3 回
日時	令和7年10月7日（火）	令和7年11月19日（水） （予定）	令和8年1月29日（木） （予定）
検討事項	○改定の枠組み ○現行計画の検証・評価 ・目標の達成状況 ・施策の実施状況 ○見直しの視点 ○市民アンケート（案）	○素案の確認 ・改定の方向性 ・目標値（案） ・施策（案） ○市民アンケート実施結果	○最終案の確認 ○パブリックコメント実施結果



議事 2. 改定の枠組み

2-3. 改定スケジュール（参考）

